

○玉野市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱

平成29年3月31日

告示第129号

改正 令和2年1月31日告示第20号

令和3年12月22日告示第431号

令和4年9月30日告示第386号

令和6年3月13日告示第42号

令和6年11月1日告示第289号

令和7年3月31日告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により玉野市長（以下「市長」という。）が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）の審査等に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

（一部改正〔令和6年告示42号・7年61号〕）

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、施行規則、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めのあるものについては、その定めるところによる。

(軽微な変更の証明に関する事項)

第3条 施行規則第13条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付する図書は、施行規則第4条第1項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の申請に対し軽微な変更該当していることを証する書面を交付するときは、軽微変更該当証明書に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。

4 軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は、軽微変更該当証明申請取下げ届1部を市長に届け出なければならない。

（一部改正〔令和7年告示61号〕）

(取下げ届)

第4条 適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届1部を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔令和7年告示61号〕)

(確認申請書等に添付する書類)

第5条 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「確認申請等」という。)をしようとする特定建築行為を行う建築物の建築主は、当該特定建築行為が施行規則第2条第1項第2号又は第3号に規定する特定建築工事であり、確認申請等を行う際に建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3に規定する施行規則第2条第1項第2号又は第3号の規定に適合することの確認に必要な図書の添付ができない場合は、宣言書を建築主事に提出しなければならない。

(追加〔令和7年告示61号〕)

(完了検査申請書に添付する書類)

第6条 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による通知(以下「完了検査申請等」という。)をしようとする特定建築行為を行う建築物の建築主は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に施行規則第5条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条第1項第5号及び第6号に規定する書類の1部として、次の各号に掲げる変更の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を建築主事に提出しなければならない。

(1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書及び当該変更内容を説明する図書

(2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書及び当該変更内容を説明する図書

(3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更(建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。)の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書、軽微変更該当証明書及び当該証明に要した図書の写し

(4) 建築物のエネルギー消費性能に係る仕様基準又は誘導仕様基準により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更(仕様基準から誘導仕様基準への変更等を含め、仕様基準等で定める基準内のものに限る。)の場合 建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書、軽微変更該当証明書及び当該証明に要した図書の写し

2 完了検査申請等をしようとする特定建築行為に係る建築物の建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理の状況を記載した省エネ基準工事監理報告書を建築主事に提出しなければならない。

(一部改正〔令和6年告示289号・7年61号〕)

(基準適合命令等)

第7条 法第13条第1項の規定による命令は、基準適合命令書により行うものとする。

2 法第13条第2項の規定による要請は、基準適合要請書により行うものとする。

(一部改正〔令和7年告示61号〕)

(報告の徴収)

第8条 建築主等は、法第15条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、建築物の省エネ基準適合状況報告書1部を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔令和7年告示61号〕)

(適合性判定手数料の免除)

第9条 市長が法第12条第2項及び第3項の規定による適合性判定を市長に求める場合は、玉野市建設関係手数料条例(令和4年条例第22号。以下「条例」という。)第5条の規定により、条例第2条第88号及び第89号に規定する手数料を徴収しない。

2 市長が施行規則第13条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を市長に求める場合は、条例第5条の規定により、条例第2条第95号に規定する手数料を徴収しない。

(一部改正〔令和4年告示386号・7年61号〕)

(その他)

第10条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

(一部改正〔令和7年告示61号〕)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月31日告示第20号)

この要綱は、告示の日より施行する。

附 則(令和3年12月22日告示第431号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年9月30日告示第386号)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月13日告示第42号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月1日告示第289号）

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第61号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。